

怠る事実の違法確認等請求事件について

平成30年6月14日に訴えの提起がなされた標記訴訟事件につきまして、令和元年11月13日に、東京地方裁判所において判決言渡があったので、その概要について下記のとおり報告いたします。

記

1 事件の概要

原告（区民）は、「杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例」（以下「本件条例」という。）及び「杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則」に基づいて杉並区（以下「区」という。）が実施していた勤労者福祉事業（ジョイフル杉並。以下「本件事業」という。）の団体利用要件を満たしていない企業（以下「本件企業」という。）が本件事業を団体利用し利益を得ていたから、区は本件企業に対し不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、その行使を怠っていると主張し、その違法確認を求めるとともに当該請求権の行使を求める住民訴訟を提起した。

2 請求要旨

（1）主位的請求

①被告が、本件企業に対し、平成24年度から平成29年度までの不当利得金及び各年度の不当利得金の支払済みまでの各利息を区に支払うよう請求しないことが違法であることを確認する。

②被告は、本件企業に対し、上記①の主位的請求に係る金員を区に支払うよう請求せよ。

（2）予備的請求

①被告が、本件企業に対し、平成24年度から平成29年度までの損害賠償金及び各年度の損害賠償金の支払済みまでの遅延損害金を区に支払うよう請求しないことが違法であることを確認する。

②被告は、本件企業に対し、上記①の予備的請求に係る金員を区に支払うよう請求せよ。

3 東京地方裁判所判決主文

（1）本件訴えのうち、原告の各主位的請求のうちそれぞれ平成24年度分から平成27年度までの各不当利得金及びこれらに対する各利息に係る請求部分に係る部分並びに原告の各予備的請求に係る部分を却下する。

（2）原告のその余の請求をいずれも棄却する。

（3）訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は原告の負担とする。

4 裁判所の判断

- (1) 平成27年度以前部分に係る部分及び原告の各予備的請求に係る部分は出訴期間を超えて新たに追加して提起されたものであり、不適法であるから却下する。
- (2) 本件企業の本件事業の団体利用については本件条例における被告の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した重大・明白な瑕疵があるということとはできない。したがって、区が不当利得返還請求権を有しているとは認められず、原告のその余の請求はいずれも理由がないから棄却する。